2024年度第２回ファイナンシャル・プランニング技能検定１級実技試験

Part Ⅰ（2024年９月29日）　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

●設　例●

Ａさん（70歳）は、社団医療法人Ｘクリニックの理事長である。父親から引き継いだ内科医業を2002年４月に法人化し、理事長として勤務している。また、弟Ｅさん（65歳）も理事・小児科医としてＸクリニックに勤務している。現在、Ｘクリニックの社員は、Ａさん、妻Ｂさん（63歳）、弟Ｅさんの３名であり、出資持分はＡさんが100％有している。

Ａさんは、Ｘクリニックに内科医として勤務している長男Ｃさん（35歳）への事業承継や出資持分の相続・贈与対策のため、2024年の４月にＸクリニックの持分なし医療法人への移行計画を厚生労働大臣に提出し、認定医療法人の認定を受けている。現在、Ａさんは出資持分の放棄はしていない。

Ａさんは、長男Ｃさんには Ｘクリニック関連資産を承継させ、長女Ｄさん（33歳）にも相応の資産を承継させたいと考えているが、出資持分の放棄をする前に相続が発生した場合、長女Ｄさんの遺留分が気になっており、医療法人にも遺留分に関する民法の特例を適用することができないか知りたいと思っている。さらに、老朽化が進んだ自宅を長男Ｃさん家族との二世帯住宅に建て替えることを検討している。

なお、Ａさんは、４人の孫に対してジュニアNISAを利用して資金を拠出し、管理をしていたが、制度終了後も孫に対する贈与を継続するつもりであり、ジュニアNISA口座内にある投資信託をいつまで非課税で保有することができるのか、贈与税の改正を受けてどんな生前贈与を行えばよいのか知りたいと思っている。

【Ａさんの家族構成（推定相続人）】

妻Ｂさん　（63歳）：Ｘクリニックの理事・社員。

長男Ｃさん（35歳）：内科医。Ｘクリニックに勤務。妻と２人の子の４人で賃貸マンションに住んでいる。

長女Ｄさん（33歳）：夫（会社員）と２人の子の４人で都内の持家に住んでいる。

【Ｘクリニックの概要】

年　商　　：１億2,000万円

資本金（出資金）：4,000万円（40,000口）、利益剰余金：１億円

出資持分：Ａさん100％（40,000口）

会社規模：中会社の小

出資持分の相続税評価額：類似業種比準価額2,000円／口、純資産価額4,000円／口

【Ａさんの所有財産の概要】（相続税評価額、土地は小規模宅地等の評価減適用前）

１．現預金	：	8,000万円
２．有価証券	：	4,200万円
３．自宅		
①土地（200㎡）	：	5,000万円
②建物（築35年）	：	1,500万円
４．Ｘクリニック出資持分	：	１億1,200万円
５．Ｘクリニック		
①土地（400㎡）	：	１億1,000万円
②建物（築20年）	：	8,000万円
合計	：	４億8,900万円

※Ａさんの相続に係る相続税額は、約１億2,600万円（配偶者の税額軽減・小規模宅地等の評価減適用前）と見積もられている。

（注）設例に関し、詳細な計算を行う必要はない。

検討のポイント

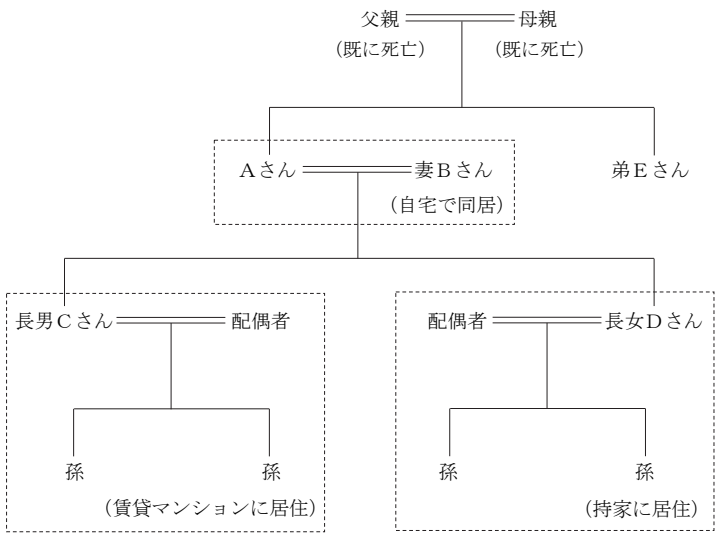
●設例の顧客の相談内容および問題点として、どのようなことが考えられるか。

●それらの相談内容および問題点を解決するために、どのような提案・方策が考えられるか。

●それらの方策（解決策）のなかで、何を顧客に提案するか。その理由・留意点は何か。

●ＦＰと職業倫理について、どのようなことが考えられるか。

【親族関係図】



（メモ余白）